

③農業

■具体的な施策等

- 被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等
- 被災農家経営再開支援事業
- 農業の復旧・復興に向けた金融支援
- 東日本大震災農業生産対策交付金
- 被災地域農業復興総合支援事業
- 農山漁村の6次産業化
- 環境保全型農業の取組推進
- 地域農業経営再開復興支援事業
- 農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業
- 復興ツーリズムなど地域資源を活かした被災地における交流の推進
- 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進
- 食料生産地域再生のための先端技術展開事業
- 再編強化法に基づく金融支援
- 飼料の安定供給対策の推進
- 被災地産農林水産物の消費拡大
- 福島県営農再開支援事業

被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等							
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名		
章	5 復興施策			農林水産省			
節	(3)	(3)	(4)				
項	(③)	(③)	(⑤)	作成年月			
目	(i)	(ii)	(x viii)	平成 27 年 4 月			
これまでの取組み							
① 農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。 平成 26 年度は、3 地域協議会に対して復旧活動支援交付金による活動を支援。							
② 被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、利子を助成(平成 27 年 3 月末現在、95 地区に利子助成を実施)。							
③ 都道府県、市町村、農林水産業関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入情報を被災農家等へ提供(住居約 2,000 戸・棟、雇用約 800 人、農地約 350ha 分の受入情報を提供)するとともに、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受け入れ可能な農山漁村とのマッチングを支援(平成 27 年 3 月末までに、住居 57 戸に 160 名、雇用 20 農業生産法人等へ 30 名、農地等約 45.6ha に 75 戸・1 社の受入を支援)。							
④ 避難先等で耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を 63 地区(142 人)において実施するとともに、その他の地区においても事業着手に向け調整中(平成 27 年 4 月末現在)。							
⑤ 被災により経常賦課金の徴収が困難となっている土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施(26 年度は、20 土地改良区に対して支援)。							
当面(今年度中)の取組み							
① 平成 27 年度は、地域協議会において集落からの申請に基づき、順次復旧活動支援交付金を交付。							
② 引き続き、土地改良事業負担金の利子を助成。							
③ 引き続き、被災農家等に受け入れ可能な農山漁村の雇用、農地、住まい等に関する情報を提供し、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援。							
④ 引き続き、耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を実施。							
⑤ 引き続き、被災した土地改良区に対する支援を実施。							
中・長期的(3 年程度)取組み							
○ 引き続き、地域の実情に応じ、支援を検討。							

期待される効果・達成すべき目標

- 被災した農地周りの水路等の補修にきめ細やかに対応して早期復旧を図るとともに、集落を支える広域的な保全管理体制を整備しつつ、農業用施設を長寿命化。
- 被災地から移転した被災農家等の営農継続及び被災地における営農再開までの切れ目のない支援。
- 土地改良区の機能回復及び自立的な業務運営の確保。

平成 26 年度補正予算及び 27 年度予算における予算措置状況

- ・農地・水保全管理支払交付金 29 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- ・農家負担金軽減支援対策事業 13 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- ・農山漁村被災者受入円滑化支援事業 18 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- ・被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 149 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】
- ・被災土地改良区復興支援事業 38 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】

被災農家経営再開支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(ii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災による津波等の影響により、23 年度以降の農作物の生産を断念せざるを得なくなった農地等が多く発生。これらの被災農地で経営を再開するためには、ゴミ・礫の除去、農地・水路の補修等を行う必要があり、これらの取組みを共同で行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付することで、復旧作業を支援。その結果、26 年度では被災した農地の再生を目指し、13 市町村において 30 の復興組合で事業を実施。 (参考:25 年度では、19 市町村、46 の復興組合で事業を実施) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、復旧作業を行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業については、復興庁において、平成 27 年度限りで終了する事業としての整理が行われたところ。 (「集中復興期間の総括と 28 年度以降の復興事業のあり方」(平成 27 年 5 月 12 日 復興庁)) 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年度までに、津波等の被害により生産が困難となった農地の 16,000ha の経営再開。 		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災農家経営再開支援事業 420 百万円(27 年度予算)【復興特会】 		

農業の復旧・復興に向けた金融支援					
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名
章	5 復興施策				農林水産省
節	(3)	(3)			
項	(③)	(⑧)			作成年月
目	(ii)	(i)			平成 27 年5月
これまでの取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。 ○ 平成 23 年度補正予算(1次・3次)、平成 24 年度予算、平成 25 年度予算及び平成 26 年度予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付け(担保や保証人を徵求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徵求)を措置(平成 27 年3月 31 日現在で 5,887 件、1,955 億円の貸付決定)。 ○ 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援機構)」及び各県の「産業復興機構」が設立。事業者支援機構は、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、小規模事業者、農林漁業者、医療福祉関係事業者等を重点的に支援することとされており、関係省庁やこれらの機構と連携しつつ、適切に対応。 					
当面(今年度中)の取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度予算において、引き続き、実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより新規融資の円滑化を支援。 ○ これらのほか、債権買取りの仕組み等も適切に活用し、被災農業者等が復旧・復興の取組みを円滑に進められるよう、引き続き支援。 					
中・長期的(3 年程度)取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。 					
期待される効果・達成すべき目標					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。 ○ 平成 27 年度予算において措置した融資枠(363 億円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。 					
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営の復旧・復興のための金融支援 4,326 百万円(平成 27 年度)【復興特会】 					

東日本大震災農業生産対策交付金		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災農業者に対する農業生産関連施設の復旧、農業用機械等の導入等を支援（23年度補正予算、24・25・26年度当初予算）。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災からの本格復旧に向け、塩害、放射性物質等の震災被害に対応した農業生産工程管理(GAP)の導入支援等、早急に生産力、販売力を回復する産地の取組や共同利用施設の復旧等を支援する。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 原発事故により被災した地域における放射性物質の影響緩和のための取組等を支援し、産地の復旧を図る。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面、営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧することを目標とする。 		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災農業生産対策交付金 5,053 百万円(27 年度予算)【復興特会】 		

被災地域農業復興総合支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 27 年5月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度補正予算から平成 27 年度当初予算において、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に貸与等ができるよう措置。 (被災地域における農業の復興を図るため、農業用施設・機械の整備等の要望について、平成 27 年3月の第11回配分までに、岩手県 1,556 百万円、宮城県 34,367 百万円、福島県 4,298 百万円、茨城県 22 百万円、長野県 326 百万円を配分) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 27 年度においても、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に貸与等ができるよう措置。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の農業用施設・機械の整備について支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の農業の復興 		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域農業復興総合支援事業(平成 27 年度)(東日本大震災復興交付金) 		

農山漁村の6次産業化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月日
目	(iii)	平成 27 年5月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、6次産業化プランナーによる総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施。 ○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき、2,100 件の事業計画を認定(27 年5月 29 日現在)。(うち被災地(岩手・宮城・福島県)における認定件数は、154 件) ○ 農林漁業成長産業化ファンドの出資決定件数は 59 件(平成 27 年5月 13 日現在)。(うち被災地(岩手・宮城・福島県)における出資件数は、6件) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化戦略・構想に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援。 ○ 農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、被災地以外の地域も含めた農林漁業者が主体となって、流通・加工事業者等と連携して行う6次産業化の取組を推進するため、6次産業化プランナーによるサポート、新商品開発や販路開拓、それに必要な加工・販売施設等の整備等について支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 32 年までに6次産業の市場規模を 10 兆円にする。 		

平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況

- ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金 1,241 百万円(平成 26 年度補正)
- ・農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用【財投資金】 出資枠 150 億円 貸付枠 50 億円(平成 27 年度)
- ・6次産業化ネットワーク活動交付金 2,331 百万円(平成 27 年度)

環境保全型農業の取組推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(イ)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度から、化学肥料及び化学合成農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を実施。 ○ 平成 26 年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払とともに、本事業を日本型直接支払制度として位置付け。平成 27 年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。 ○ 平成 26 年度の取組状況については、取組件数 16,528 件、取組面積 61,542ha(本取組状況は、平成 27 年 1 月末時点での概数値) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全型農業直接支払制度の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全型農業直接支払制度(23 年度～27 年度)の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全に資する農業生産活動の普及 		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支援対策 2,609 百万円(27 年度予算) 		

地域農業経営再開復興支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(口)	平成 27 年5月
これまでの取組み		
○	津波被害を受けた 50 市町村を対象として、集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスターplanの作成と農地集積等の支援を行うこととし、平成 23 年度第3次補正予算及び平成 24~26 年度当初予算で地域農業経営再開復興支援事業を措置。	
○	これまでに、農地の復旧(平成 27 年3月末時点で事業対象面積の 70%)に伴い、経営再開マスターplanの作成への取組が進み、平成 26 年 12 月末時点では 41 市町村(作成予定市町村数の 95%)でプラン作成に至るとともに、220 地区(作成予定地区数の 85%)でプランが作成された。これは、全国で作成された人・農地プランと遜色のない水準の作成率(市町村:96%、地区:85%)。	
当面(今年度中)の取組み		
○	平成 27 年度末までに津波被災農地の 74%で営農再開可能となる見込みであり、これらの地域において重点的に経営再開マスターplanの作成を促進。	
○	また、既にプランが作成された地域においてもその後の定期的な見直しを推進。	
○	特に担い手が見つけづらい地域においては、平成 26 年度から本格実施している農地中間管理機構の活用と相まって話し合いを推進し、プランの作成を促進。	
○	農地の出し手に対する支援である機構集積協力金交付事業については、プランの話し合いを通じて農地中間管理機構にまとめて農地を貸し付けた地域に対して協力金を交付する仕組みとしており、担い手への農地集積・集約化を促進。	
中・長期的(3 年程度)取組み		
○	被災市町村における経営再開マスターplanの作成状況は、全国で作成された人・農地プランと遜色のない水準に達しており、これらに関連する支援内容も同様のものとなってきた。	
○	また、集中復興期間が終了することに伴い、一般会計への移行を検討。	
期待される効果・達成すべき目標		
○	経営再開マスターplanの新規作成を進めるとともに、定期的(1年に1回程度)に見直しすることで、新たな担い手や農地の出し手が出てきた場合に適切に対応。	
○	農地中間管理機構の法制度としての仕組みや機構集積協力金等の予算措置、プランによる地域の話し合いの3つをセットで取り組むことで、担い手への農地集積・集約化を加速化。	
○	これらにより、被災地における農業経営の再開と地域農業の復興に一定の役割を果していく。	

平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況

- ・地域農業経営再開復興支援事業 47 百万円(平成 27 年度)【復興特会】
- ・被災者向け農の雇用事業 53 百万円(平成 27 年度)【復興特会】
- ・人・農地問題解決加速化支援事業 363 百万円(平成 27 年度)
- ・機構集積協力金交付事業 29,029 百万円(平成 26 年度補正、平成 27 年度)

農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(ハ)	平成 27 年5月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算及び平成 24 年度予算において、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供する観点から、農村高齢者による技術指導の下で仮設住宅入居者等（高齢者や女性を含む）が農作業を行う取組を支援。（平成 25 年 3 月末までに延べ 26 地区（岩手県 2 地区、宮城県 12 地区、福島県 12 地区）において実施。） ※事業は 24 年度まで終了		
当面(今年度中)の取組み		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		

復興ツーリズムなど地域資源を活かした被災地における交流の推進

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名	
章	5 復興施策					農林水産省
節	(3)	(3)	(3)	(3)		
項	③	③	⑥	⑥		作成年月
目	(iii)–(viii)	(vi)	(ii)	(iii)		平成 27 年5月

これまでの取組み

- 平成 23 年度は、「食と地域の交流促進対策交付金」を活用し、農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの取組を支援した。また、平成 23 年度第3次補正予算において「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」を実施し、平成 23 年度は約3万人が復興ボランティアに参加。
- 平成 24 年度は、引き続き「食と地域の交流促進対策交付金」による取組を支援したほか、「ふるさとふれあいプロジェクト」を展開し、ボランティア希望者のニーズと被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを実施。
- 平成 25、26 年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」において、集落が市町村・NPO 等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等を含め、総合的に支援。また、引き続き「ふるさとふれあいプロジェクト」を通じ、ボランティア希望者と農山漁村のニーズとのマッチングの取組を支援。

当面(今年度中)の取組み

- 平成 27 年度は、引き続き、「都市農村共生・対流総合対策交付金」において、集落が市町村・NPO 等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等を含め、総合的に支援する予定。

中・長期的(3 年程度)取組み

- 豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの取組を支援する方針。

期待される効果・達成すべき目標

- グリーン・ツーリズムや子ども教育等に係る農山漁村での受入体制の整備等を地域の実情を踏まえつつ推進し、被災地における都市と農山漁村の交流拡大に貢献。

平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況

- 都市農村共生・対流総合対策交付金 2,000 百万(平成 27 年度)

農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進						
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所						府省名
章	5 復興施策					農林水産省
節	(1)	(3)	(3)	(3)	(4)	
項	①	③	⑩	⑪	②	作成年月
目	(ii)	(iii)	(ii)	(i)	(i)	平成 27 年 6 月
これまでの取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電の適地選択の参考となる情報等を閲覧できるようにした。 ○ 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(農山漁村再生可能エネルギー法)が平成25年11月に成立、平成26年5月に施行。同法に基づく基本方針を告示。当該基本方針では、被災地における同法の活用方法等について記述し、被災地の復興に資する法運用となるよう配慮。同法の説明会を被災地も含め全国各地で実施した。 ○ 平成24年度予算の「農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業」により、岩手県(1力所)及び栃木県(1力所)、平成24年度補正予算の「地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業」により、福島県(2力所)の再生可能エネルギー発電施設の整備を支援。 ○ 平成 25 年度予算の「農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業」により、青森県(1 力所)、岩手県(2 力所)及び茨城県(3 力所)の再生可能エネルギー発電の運転開始に向けて支援。 ○ 平成 26 年度予算の「農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業」により、青森県(1 力所)及び岩手県(1 力所)の再生可能エネルギー発電の運転開始に向けて支援。 						
当面(今年度中)の取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方農政局等における相談窓口においてきめ細やかな相談対応を実施するとともに、ミニレター発行・出前講座の実施等を通じて、農山漁村再生可能エネルギー法の活用の促進を図る。 ○ 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業により、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手続や取組を総合的に支援。本事業では、被災地の復興に貢献する取組について事業選定時の得点に加点するなど、被災地での取組を支援。 						
中・長期的(3 年程度)取組み						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面(今年度中)の取組を引き続き着実に推進するほか、農山漁村再生可能エネルギー法の活用を促しながら、被災県の復興の加速化にも資するよう、農林漁業の健全な発展と調和のとれた取組の創出に取り組む。 ○ 農村地域におけるエネルギー需要のマッチング支援等を図ることにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。 						

- 平成 28 年度を目途に電力の小売参入が自由化されることを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。

期待される効果・達成すべき目標

- 平成 30 年度において、再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国で 100 地区以上実現するとの政策目標を掲げているところ。上記の取組により、被災地においてもこのような地区ができるだけ多く実現することにより、新たな地域づくりに貢献。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

- ・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 201 百万円(平成 27 年度)

食料生産地域再生のための先端技術展開事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iv)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年度は、農業・農村分野は岩手県、宮城県及び福島県、漁業・漁村分野は岩手県及び福島県において「研究・実証地区」を設け、土地利用型農業・施設園芸農業の経営改善や水産業・養殖業・水産加工業の高度化を図るため、21 分野 48 課題の大規模実証研究を実施。 ○ また、研究情報の共有や相互の調整等を行う開放型研究室を岩手県・宮城県・福島県内にそれぞれ設置して、研究内容や取り組みの状況を発信。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、実証研究の着実な推進を図るとともに、一定程度の研究期間が経過した課題については進捗状況や成果の検証を行うなど効果的な実施に努める。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地での復旧・復興等の加速を図るため、実証研究を通じて個別技術の導入効果を把握し、体系化を待つことなく技術の速やかな普及を促す。また、経営体単位での技術の導入効果や経営改善効果を分析し、広く被災地に発信、成果を普及。 ○ さらに、「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方」を踏まえ、事業終期(平成 29 年度)に向けて、事業内容を段階的に整理。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度までに、生産コスト半減または収益率 2 倍の技術体系を確立することにより、先端技術を用いた被災地の農林水産業の自主的な復興を促す。 		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・食料生産地域再生のための先端技術展開事業 1,848 百万円(平成 27 年度)【復興特会】 		

再編強化法に基づく金融支援

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(v)	平成27年5月

これまでの取組み

- 再編強化法の特例措置に基づき、8農協・1漁協に対して資本増強を決定。
 - ・ 大船渡市農協(10,790 百万円)、ふたば農協(9,660 百万円)及びそうま農協(9,900 百万円):平成24年2月2日決定(同月24日実施)
 - ・ 南三陸農協(1,350 百万円)、いしのまき農協(5,470 百万円)、仙台農協(10,510 百万円)、名取岩沼農協(750 百万円)、みやぎ亘理農協(1,860 百万円)及び宮城県漁協(6,680 百万円):平成24年3月1日決定(同月23日実施)

当面(今年度中)の取組み

- 特例措置に基づき資本増強した農漁協系統金融機関については、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。
- 再編強化法の特例措置について、農漁協系統金融機関から申請があった場合には適切に対応。

中・長期的(3年程度)取組み

- 特例措置に基づき資本増強した農漁協系統金融機関については、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。
- 引き続き、再編強化法の特例措置について、農漁協系統金融機関から申請があった場合は適切に対応。

期待される効果・達成すべき目標

- 農水産業協同組合貯金保険機構と農漁協系統金融の支援法人が一体的に資本増強を支援することにより、農漁協系統金融機関が東日本大震災の被災農漁業者の経営再開・再建への円滑な資金供給等地域における金融仲介機能を適切に発揮するとともに、被災地域の復旧・復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献。
- (※) 信用事業強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の信用事業強化計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組。

「平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況」

—

飼料の安定供給対策の推進					
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名
章	5 復興施策			農林水産省	
節	(3)	(4)			
項	(③)	(⑤)		作成年月	
目	(vi)	(xii)		平成 27 年6月	
これまでの取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、国による飼料穀物の備蓄数量を 35 万トンから 60 万トンに引き上げ(平成 25 年度)。 ○ 災害時にも飼料の安定供給を確保するための対策(例:配合飼料の保管体制、緊急時の相互融通体制の構築、災害対応の強化等)のあり方について、事業継続計画の策定状況等も含め、主要飼料メーカー等と意見交換。 ○ 飼料メーカーに対して、事業継続計画の策定状況を含む取組内容に関する調査を実施。この結果を基に、飼料関係団体に飼料の安定供給体制の確保に向けた更なる取組を促す通知を発出(平成 24 年7月 18 日)。 					
当面(今年度中)の取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、国による飼料穀物の備蓄数量として 60 万トンを引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等に対し、飼料の安定供給体制を強化するための民間レベルでの取組みについて計画的な実施を促す。 					
中・長期的(3 年程度)取組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等に対し、飼料の安定供給体制を強化するための民間レベルでの取組みについて計画的な実施を促す。 					
期待される効果・達成すべき目標					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の取組みを通じ、飼料原料の供給が途絶するような災害等の有事にあっても、生き物である家畜の命を繋ぐことで、畜産業の存立基盤や消費者に対する畜産物の安定供給を確保する。 					
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」					
<ul style="list-style-type: none"> ・飼料穀物備蓄対策事業 1,580 百万円(平成 27 年度予算) 					

被災地産農林水産物の消費拡大							
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名		
章	5 復興施策			農林水産省			
節	(3)	(3)					
項	①	③		作成年月			
目	(iii)	(vii)		平成 27 年 5 月			
これまでの取組み							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地産農林水産物・食品等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援するため、フード・アクション・ニッポンとも連携しつつ、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズとした取組を実施。 ○ 具体的には、被災地産農林水産物・食品等について、各府省庁はもとより、社内食堂での積極的な利用や、民間事業者による販売フェア等の取組を官民で連携して展開。 ○ 「食べて応援しよう！」の取組件数は 1106 件。(平成 27 年 3 月末時点) 							
当面(今年度中)の取組み							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地産農産物・食品等の国内・海外での消費拡大を促すためのPRを実施。 ○ 民間事業者による被災地応援フェアの開催の促進、社内食堂や全府省庁の食堂での被災地産農産物・食品等の積極的利用等の取組を、官民で連携しながら引き続き推進。 ○ 特に、福島県産農林水産物等については、産地と連携し出荷時期に合わせて戦略的にPRを行う取組を、福島県と連携して実施。 							
中・長期的(3 年程度)取組み							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 風評が払拭されるまでの間、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産農林水産物・食品等の消費を拡大する取組を推進。 							
期待される効果・達成すべき目標							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地等における農林水産物の出荷額を震災発生前と同水準に回復。 							
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」							
<p>福島発農産物等戦略的情報発信事業 1,604 百万円 (平成 27 年度) 【復興庁計上】</p>							

福島県営農再開支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(ii)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等においては、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組む必要があり、福島県に基金を造成(24年度補正予算)。 ○ 本基金により、避難指示区域等において、除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証及び収穫後の汚染防止対策等に対して支援。 ○ 26 年度末までに、福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、12%が営農を再開。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援等を実施。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成 29 年度末までに農地面積の6割の営農再開を図ることを目標。 		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県営農再開支援事業 23,185 百万円【復興特会】 <p>※ 平成 24 年度補正予算で基金を措置。</p>		